

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まんてん（以下、「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(範囲)

第2条 役員等の報酬の金額は次のとおりとする。

(1) 役員等報酬

理事会、評議員会への参加は、1回あたり5,000円とする。

法人業務にあたった場合は、時間あたり3,000円とする。

法人業務のために出張した場合は、1日あたり8時間を支給上限とする

法人職員については勤務実態に即して給与規程を適用する。

(2) 費用弁償

役員旅費規程を適用する。

(改正)

第3条 この規程を改定する必要がある場合は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。ただし、第2条については平成29年4月1日から適用する。